

1017

第五二號

永文

閱

房官臣大	課局務主	裁	決	大臣	件	番受
了結領受	出提領受				名	號領
大正 二年 七月 十日	大正 二年 七月 八日				演習用具トシテ支給サシタル小銃ノ履分ニ関スル件	陸軍省領第一二七一號
長局帶聯	聯	主務局長	參事官	次官		兵器局銃砲課
		主務課長		高級副官		
		主務課員		主計		
		審案筆記者				

連築課
軍務局

電書第五五五

經建受七月七日
陸軍省領第一二七一號
陸軍省領第一二七一號
陸軍省領第一二七一號

陸軍省領第一二七一號

甲

陸軍

通

牒

必及了 各所奉(即八、廿十三)、関在都府陸軍、朝鮮

駐劄軍、各所送符者陸軍各所謀長、陸子駐屯

軍了人及、友方店此物居所謀長、兵送者取之

練習用具ト之ヲ各部隊、支給セシ

レ居候小銃ハ普通物品ト之ヲ取扱

フ、キモノニ有之候ヲ該銃ニ之ヲ

不用トナシテ凡場合ニ於テモ右、

準ニ處分ニ可然儀ニハ候得共軍用

銃ノ譲渡ニ付テハ銃砲火薬類取締

ニ関スル法令ニ準據スルヲ要ニ付

部隊に於て実施困難ナレハキニ付
特ニ保管者ヨリ附近ノ兵器廠ニ返
納スル儀トテ原相成度様也

コトニ依テラレ但件 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍
送 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍
陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍
二二七七 號 七月十日

兵部本部長ノ奉文(一)内ヲ「コト」ニ定メ
ル様様ニ依ル

理由

軍隊、銃剣術、障碍飛越等ノ教育用
トシテ支給セラルル小銃ハアルニシテ銃、ピ
ポゲーマルチニ一銃、ツシナール銃等アリ然ルニ



重砲兵隊ノ如キハ教育上必要ヲ認メサレ趣
 ナルノミナラス之ヲ存置スルトキハ之カ保存ニ
 經費ヲ要スルヲ以テ處分セシムルシ可トス
 軍用銃ノ讓渡ニ付テハ銃砲大藥類取締
 ニ關スル法令ニ依リ讓受者ノ資格調査等
 煩雜ナル手数ヲ要スルヲ以テ一應兵器廠
 ニ返納セシメ同廠ヲシテ處分セシムルヲ適
 當トス